

違法民泊対策関係省庁連絡会議

1. 趣旨

住宅を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる民泊について、旅館業法の許可を得ずに実施される違法な営業が広がっている実態があることから、関係省庁との密接な連携の下に違法民泊の取締り等を徹底するため、違法民泊対策関係省庁連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 検討事項

- ・違法民泊取締り対策に関する情報共有・連携強化
- ・違法民泊の実態把握の在り方
- ・その他違法民泊対策のため必要な事項についての検討・調整 等

3. 会議の構成

会議の構成員は以下のとおりとする。構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣参事官（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局）

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

消防庁予防課長

国税庁課税部課税総括課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

観光庁観光産業課長

4. 事務局

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課の共同事務局とする。

5. その他

会議は非公開とする。

会議の運営等に関し必要な事項は会議において定める。

6. 設置

平成30年5月21日